

物産おおいた登録事業者のみなさま

3/8 から経済産業省HPにて、「**緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（一時支援金）**」の受付が開始されました。

本支援金については、地方公共団体から時短営業の要請を受けた飲食店以外の事業者を対象としており、大分県内の食品・加工製造事業者も広く対象となり得る制度となっていますので、是非ご活用ください。

制度が複雑なので、まずは、事業者が確定申告や税務相談する商工団体や金融機関、税理士等に相談することをお勧めします。

【一時支援金の概要】

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が**50%以上減少した中小法人・個人事業者等**に一時支援金を給付するものです。

○給付対象：緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受け、**2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること**

○給付額：中小法人等は上限**60万円**、個人事業者等は上限**30万円**

○申請受付期間：2021年3月8日（月）～5月31日（月）

○その他の詳細については、以下のURLから詳細PDFをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf

【申請方法】

(1) 申請前に、登録確認機関で事前確認を受ける必要があります。

(登録確認機関) 商工会 (商工連)・商工会議所・中央会、金融機関、税理士等の各士業

※登録確認機関は、一時金事務局HPで確認できます。

一時支援金事務局HP：<https://ichijishienkin.go.jp/>

まずは、事業者が確定申告や税務相談する商工団体や金融機関、税理士等にご相談ください。

(2) 申請は、原則オンラインで受付中です。(5月31日まで)

・オンラインでの申請が困難な方は、事務局が設置する申請サポート会場をご案内ください。

なお、大分県では、大分市中央町2-8-10のヴィアレテッツォ4階(大分市竹町商店街内)

に申請サポート会場が 3/1 から設置されています。(完全予約制 TEL:0120-211-240)

<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/visit-appointment?meetingRoomCode=440101>

【その他】

・売上50%以上減少した場合であっても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けてなければ対象外です。

・食品・加工製造事業者については、以下のような場合、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けたと認められる可能性があります。

【飲食店時短営業の影響】

(例1) 緊急事態宣言地域の飲食店に商品を卸している事業者

(例2) 緊急事態宣言地域の飲食店と間接取引先(卸売市場又は流通事業者)との反復継続した取引を行っている事業者

【外出自粛等の影響】

(例1) 外出自粛等の影響を受けた県内飲食店(※1)に商品を卸している事業者
※1: 県内飲食店・宿泊施設・土産屋等の旅行関連事業者(※2)はすべて、外出自粛等の影響を受けた事業者となります。

※2: 資料(https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf) P.5 と 7 参照

(例2) 県内の旅行関連事業者と間接取引先(卸売市場又は流通事業者)との反復継続した取引を行っている事業者

(参考)

大分県では、コロナ対策などの中小企業を支援するため「おおいた中小企業支援ポータル」を開設しています。LINE@に登録すると、最新の支援情報を皆様のLINEに配信します。是非ご登録ください!

おおいた中小企業支援ポータル…<https://oita-chusho.jp/>

LINE@…<https://line.me/R/ti/p/%40373fwgfd>

facebook…<https://www.facebook.com/oita.chusho>